

証券コード4564
2021年6月4日

株主各位

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
オンコセラピー・サイエンス株式会社
代表取締役社長 朴 在 賢

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染の拡大状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。併せて、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2021年6月21日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するように、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時00分
午前9時40分に開場いたします。
2. 場 所 神奈川県横浜市中区住吉町4-42-1 地下1階
関内ホール 小ホール
会場が前回と異なっております。
3. 目的事項
報告事項 1. 第20期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 監査役1名選任の件
第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件

以 上

次頁記載のお知らせ・注意事項も必ずご確認ください。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

1. 例年よりも縮小した規模、時間での開催となります。
2. 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性がございます。
3. 株主総会に出席する役員及び運営スタッフのマスク着用やアルコール消毒液の設置など、状況に応じて感染予防の措置を講じます。
4. 当社役員につきまして、行政等からの指示、要請事項を鑑み、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます。
5. ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、事前行使を是非ご利用ください。また、本総会へのご出席につきまして、本総会開催日時点での感染状況及び行政等からの要請事項にご留意いただき、健康状態に関わらず、株主総会への来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討ください。
6. 本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、マスク着用、会場入り口でのアルコール消毒及び検温等へのご対応をお願いいたします。マスク着用等の感染予防にご協力いただけない方や、発熱等体調不良と思われる方は、他の株主様の安全確保のため、入場をお断りさせていただきます場合がございます。
7. 今後の状況の変化によっては、上記会場が使用できなくなり別会場にて開催する場合もございます。その場合は速やかに当社ウェブサイト (<https://www.oncotherapy.co.jp/>) に掲載いたしますので、当日ご来場前に必ず当社ウェブサイトをご確認くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.oncotherapy.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

第 20 期

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的状況

当社グループは、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を進展させるとともに、後期臨床開発を目指したがん幹細胞維持に重要なリン酸化酵素（キナーゼ）であるMELKを標的としたOTS167の臨床試験を米国並びに日本国内で、がん治療用抗体医薬OTSA101の臨床試験を日本国内で実施する等、当社グループ独自で実施している臨床開発の推進に加え、提携先製薬企業との戦略的対話をより促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強力に推し進めて参りました。さらにはがんプレシジョン医療関連事業として、がん細胞の詳細な遺伝子解析サービス（全エクソームシーケンス解析、RNAシーケンス解析、ネオアンチゲン解析等）、血中のがん細胞を早期検出するためのリキッドバイオプシーといったがん遺伝子の大規模解析検査及びTCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等の解析サービスの共同研究及び事業化を進めて参りました。また、ネオアンチゲン樹状細胞療法及びTCR遺伝子導入T細胞療法等の新しい個別化がん免疫療法の研究も行っております。

これらの結果、当連結会計年度における連結事業収益につきましては、提携先製薬企業からのマイルストーンの受領や受託検査サービスによる収入等の受領により、332百万円（前期比16百万円の増加）となりました。

また、医薬品候補物質の基礎研究、創薬研究の継続的な実施による研究開発費用の計上に加え、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬の3つの領域についての臨床開発進展による費用計上、がんプレシジョン医療関連事業に関する研究開発費用の計上を主な要因として、連結営業損失は1,637百万円

(前期は2,189百万円の損失)、連結経常損失は1,639百万円(前期は2,197百万円の損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は1,561百万円(前期は2,238百万円の損失)となりました。

セグメント別業績は、次のとおりであります。

(a)「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業

提携先製薬企業からのマイルストーンの受領や契約一時金等の受領により、事業収益は111百万円(前期比3百万円の減少)となりました。また、医薬品候補物質の基礎研究、創薬研究の継続的な実施による研究開発費用の計上に加え、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬の3つの領域についての臨床開発進展による研究開発費用の計上を主要因として、営業損失は1,130百万円(前期は1,451百万円の損失)となりました。

なお、研究開発の状況の詳細につきましては、

②研究開発の状況 (a)「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業 をご覧ください。

(b)がんプレシジョン医療関連事業

受託検査サービスによる収入等の受領により、事業収益は271百万円(前期比61百万円の増加)となりました。また、遺伝子解析サービス(全エクソームシーケンス解析、RNAシーケンス解析、ネオアンチゲン解析等)、リキッドバイオプシー、TCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等に関する研究開発費用の計上を主要因として、営業損失は293百万円(前期は393百万円の損失)となりました。

なお、研究開発の状況の詳細につきましては、

②研究開発の状況 (b)がんプレシジョン医療関連事業 をご覧ください。

当社グループは、研究開発型企業として、医薬品の臨床試験を実施する開発パイプラインの拡充や拡大、積極的な創薬研究、がんプレシジョン医療への積極的な取り組み等により、多額の研究開発費が必要となっております。一方で、特に、医薬品の開発期間は基礎研究から上市まで通常10年以上の長期間に及ぶものでもあり、収益に先行して研究開発費が発生している等により、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しております。

このようなことから、当連結会計年度末において、今後の資金計画を含め、より保守的に検討したところ、当社グループは、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものの、当連結会計年度末現在で、現金及び預金を2,899百万円有しており、概ね1.5年分の研究開発費は確保していることから、当面は事業活動の継続性に懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

なお、当社は、2021年4月12日付の当社取締役会において決議いたしました、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当てによる行使価額修正条項付第31回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、2021年4月28日に発行価額の総額（12,250千円）の払込が完了しております。本新株予約権発行に関する概要は、「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」のとおりでございます。

② 研究開発の状況

当社グループは、元東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長（現 公益財団法人がん研究会がんプレジジョン医療研究センター所長、東京大学名誉教授、シカゴ大学名誉教授）中村祐輔教授と共同で、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、既のがん治療薬開発に適した多くの標的分子を同定しております。また、それらの標的に対し、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等の、各領域における創薬研究を積極的に展開し、これら創薬研究の成果を基にした複数の臨床試験を実施しており、臨床試験準備中の医薬品候補物質も複数有しております。

このような、「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業に加えて、がんプレジジョン医療関連事業を実施しております。

がんは遺伝子の異常により引き起こされる病気です。がん細胞での遺伝子の網羅的な解析は、がんの診断及びがん治療薬・治療法を選択するために非常に重要です。この解析を利用して、がんの早期診断

や、がん患者さん一人ひとりの遺伝子情報に基づいた治療薬・治療法の選択をすることや新規の免疫療法につなげていくことをがんプレジジョン医療といい、近年、より効果的ながん治療をがん患者さんに提供できる手段として注目されています。

当社は、グローバルなゲノム・トランスクリプトム・エピゲノム等の次世代シーケンス解析サービスを行っているTheragen Bio Co., Ltd.（本社：韓国、以下「TB社」という。旧Theragen Etx Co., Ltd.）との資本・業務提携により、がん遺伝子の大規模解析検査及びがん免疫療法の研究開発を行う子会社として、株式会社Cancer Precision Medicine（以下「CPM社」という）を設立し、がんプレジジョン医療関連事業を実施しております。

具体的な「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業及びがんプレジジョン医療関連事業の内容については、以下（a）及び（b）のとおりでございます。

なお、2021年3月31日現在、当社は全世界で572件の特許を取得しております。

（a）「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業

<基礎研究領域>

創薬ターゲットの特定等を行う基礎研究領域においては、ヒト全遺伝子の遺伝子発現パターンを網羅的に検索できるcDNAマイクロアレイのシステムによる大腸がん、胃がん、肝臓がん、非小細胞肺がん、小細胞肺がん、食道がん、前立腺がん、膵臓がん、乳がん、腎臓がん、膀胱がん及び軟部肉腫等について発現解析が終了しております。これらの発現解析情報からがんで発現が高く正常臓器では発現がほとんどない遺伝子を選択し、さらに機能解析により、がん細胞の生存に必須な多数の遺伝子を分子標的治療薬の標的として同定しております。

<創薬研究領域>

医薬品候補物質の同定及び最適化を行う創薬研究領域においては、医薬品の用途毎に、より製品に近い研究を積極的に展開しております。

低分子医薬につきましては、複数のがん特異的タンパク質を標的とする創薬研究を進めております。そのうち1種の標的であるリン酸化酵素（キナーゼ）については、医薬品候補化合物の臨床試験を実施中です（詳細は、別記「＜医薬開発領域＞（i）低分子医薬」をご参照ください。）。他のリン酸化酵素については、これまでに得た高活性化化合物に基づきリード最適化を進め、in vivoで強力な腫瘍増殖抑制効果を示す複数の高活性化化合物を同定しております。これらにつき、医薬品候補化合物として臨床開発するための薬効薬理・薬物動態・毒性試験を進めております。さらに、別の3種の標的酵素タンパク質に関して、これまでに得た高活性化化合物のうちin vivoで有意な腫瘍増殖抑制効果を示す化合物の構造に基づき、薬効向上のためのさらなるリード最適化を実施中です。また、さらに別の2種の標的酵素タンパク質に関して、これまでに得た高活性化化合物に基づき、リード化合物の獲得に向けた新規化合物合成と構造活性相関研究を進めております。

がんペプチドワクチンにつきましては、これまでに日本人及び欧米人に多く見られるHLA-A*24:02及びA*02:01を中心に、大腸がん、胃がん、肺がん、膀胱がん、腎臓がん、膵臓がん、乳がん及び肝臓がん等を標的とした計43遺伝子を対象としたエピトープペプチドを既に同定しておりますが、それら以外にもA*11:01, A*33:03, A*01:01及びA*03:01等、様々なHLAに対応したより多くのエピトープペプチドを同定しております。

このように、独創的な分子標的治療薬の創製を目指した創薬研究を積極的に展開しております。

これらに加えて、当社は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染制御及び重症化の抑制を目指したペプチドワクチンの研究開発に着手しております。

＜医薬開発領域＞

医薬開発領域においては、当社グループ独自での開発及び複数の製薬企業との提携による開発を、以下の通りそれぞれ進めております。

(i) 低分子医薬

がん幹細胞の維持に重要なリン酸化酵素（キナーゼ）であるMELK (Maternal Embryonic Leucine zipper Kinase) を標的としたOTS167については、急性骨髄性白血病に対する第I/II相臨床試験を米国シカゴ大学及びコーネル大学にて実施しております。この臨床試験は、急性骨髄性白血病を含む血液がんの患者さんを対象とし、OTS167の静脈内反復投与における安全性及び推奨投与量の確認を行い、確認後には、急性骨髄性白血病を含む予後不良の各種白血病についてのPOCを獲得することを目的とするものです。また、OTS167の乳がんに対する第I相臨床試験を米国テキサス州立大学MDアンダーソンがんセンター、米国ノーウオーク・ホスピタル及び米国メモリアルスローンケタリングがんセンターにて実施しており、さらに、日本国内でも当該臨床試験への患者登録を開始致しました。この臨床試験は、トリプルネガティブ乳がんを含む乳がんの患者さんを対象とし、OTS167のカプセル剤による経口投与における安全性及び推奨投与量の確認を主目的とし、副次的にトリプルネガティブ乳がんに対する臨床上的有効性を確認するものです。なお、OTS167は、オーストラリアで実施しておりました健常成人を対象とした経口投与による消化管吸収性（バイオアベイラビリティ）の確認を主たる目的とする臨床試験において、ヒトでの良好な経口吸収性が確認されています。

OTS167の標的であるMELKは、がん幹細胞に高発現し、その維持に重要な役割をしているリン酸化酵素（キナーゼ）です。OTS167は、そのキナーゼを阻害し、強い細胞増殖抑制効果が期待できる新しい作用機序（ファースト・イン・クラス）の分子標的治療薬であり、すでに動物試験において、肺がん、前立腺がん、乳がん、膵臓がん等に対し、強力な抗腫瘍効果が確認されています。

また、細胞分裂に重要ながん特異的新規標的分子（TOPK）に対する複数の最終化合物を同定

しております。動物実験で、顕著な結果が得られたことから、製剤化検討及び非臨床試験を進めております。

(ii) がんペプチドワクチン

がんペプチドワクチンにつきましては、提携先製薬企業との戦略的対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化して参りました。

塩野義製薬株式会社とは、当社がライセンスアウトしているがん特異的ペプチドワクチンS-588410の臨床開発を支援する目的で、食道がん患者さんを対象とした第Ⅲ相臨床試験実施に関する覚書を締結しており、塩野義製薬株式会社が臨床試験を実施しております。この臨床試験は、2018年3月に最後の患者登録が完了しております。なお、塩野義製薬株式会社は、S-588410の食道がん第Ⅲ相臨床試験のほか、膀胱がんを対象としたS-588410について日欧で第Ⅱ相臨床試験を完了しており、頭頸部がんを対象としたS-488210は欧州で第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を、また、固形がんを対象としたS-588210は英国で第Ⅰ相臨床試験を、それぞれ実施しております。

また、シンガポールのNUH (National University Hospital) 並びに韓国のYonsei University Health System, Severance Hospitalにて、がんペプチドカクテルワクチンOTSGC-A24の胃がんに対する第Ⅰ相臨床試験を、医師主導治験として実施しております。

上記以外にも、複数の企業に対してがん治療用ペプチドワクチンに関する開発・製造・販売権を供与しております。

(iii) 抗体医薬

がん治療用抗体医薬OTSA101については、日本における滑膜肉腫に対する第Ⅰ相臨床試験を実施しております。本試験は、難治性又は再発性の滑膜肉腫患者を対象に、放射性同位元素を結合したOTSA101投与における安全性及び体内薬物動態の確認を主たる目的とするものです。

また、当社連結子会社であるイムナス・ファーマ株式会社が協和キリン株式会社にライセンスアウトしております抗アミロイドβ (Aβ) ペプチド抗体KHK6640については、協和キリン株式会社が、アルツハイマー型認知症に対する第I相臨床試験を欧州及び日本にて実施しております。

(b) がんプレシジョン医療関連事業

＜がんプレシジョン医療への取組み＞

(i) がん遺伝子の大規模解析検査ならびにがん免疫療法の研究開発を行う合弁会社設立

当社は、2017年に、がん遺伝子の大規模解析検査及びがん免疫療法の研究開発を行う子会社として、CPM社を設立致しました。CPM社に対しては、グローバルなゲノム・トランスクリプトム・エピゲノム等の次世代シーケンス解析サービスを行っているTB社が資本・業務提携したことから、当社とTB社との合弁会社となっております。また、当社の事業部門であり、オンコアンチゲンをはじめとしたがん免疫療法の研究開発及びT/B細胞受容体 (TCR/BCR) レパトア解析サービスを行っていた腫瘍免疫解析部の事業について、会社分割 (簡易分割) をし、CPM社に事業を承継させました。CPM社は、日本におけるがんプレシジョン医療を加速するため、以下の検査、治療法研究を行っております。

＜検査＞

- ・ネオアンチゲン解析
- ・がん遺伝子変異解析
- ・がん遺伝子発現解析
- ・リキッドバイオプシー (パネル解析、デジタルPCR法、cfDNA定量検査)
- ・免疫反応解析 (IFN- γ ELISPOT解析、MHCテトラマー解析、TCR/BCRレパトア解析)
- ・新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 病原体検査 核酸増幅法 (唾液を用いたRT-PCR法)

＜受託解析サービス＞

- ・全エクソームシーケンス解析
- ・RNAシーケンス解析
- ・全ゲノムシーケンス解析
- ・シングルセルRNAシーケンス解析
- ・メタゲノムシーケンス解析
- ・リキッドバイオプシー

- ・免疫反応解析 (IFN- γ ELISPOT解析、MHCテトラマー解析、TCR/BCRレパトア解析)

<治療法 (研究) >

- ・ネオアンチゲン樹状細胞療法
- ・TCR遺伝子導入T細胞療法

(ii) 製薬企業、医療機関、研究機関等に対するTCR/BCRレパトア解析サービス

がん免疫療法における最先端の取組みとして、シカゴ大学医学部中村祐輔研究室において開発された、次世代シーケンサーを用いてTCR/BCRレパトアを解析する方法を導入し、製薬企業、医療機関、研究機関等に対してTCR/BCRレパトア解析サービスを提供する事業を行っております。また、ワクチン投与前後の腫瘍組織及び末梢血におけるTCRレパトア解析を行うことにより、ワクチン投与によるペプチド特異的T細胞の増加を科学的に検証し、免疫チェックポイント阻害剤との併用による相乗効果に関する検討を進めております。

(iii) DCワクチンコンソーシアムとの樹状細胞療法による治療法の共同研究

当社は、大阪、福岡、東京を拠点とする3医療法人（医療法人協林会 大阪がん免疫化学療法クリニック、医療法人慈生会 福岡がん総合クリニック及び医療法人社団ビオセラ会 ビオセラクリニック）からなる樹状細胞免疫療法懇話会（DCワクチンコンソーシアム）と、当社がライセンスを保有するペプチドワクチンについて、その非独占的实施権をDCワクチンコンソーシアムに供与し、樹状細胞療法によるがん治療法の研究・開発を共同で進めております。この共同研究により、当社及びCPM社が支援する、がん臨床領域でのプレジジョン医療の実施において、オンコアンチゲンやネオアンチゲンを利用した免疫療法に大きな役割を果たすと考えております。

(iv) IMSグループとの共同研究

CPM社は、IMSグループ傘下の医療法人社団明芳会、医療法人財団明理会及び株式会社アイルとの間で、リキッドバイオプシーによる、胃がん及び大腸がんの手術後のがん細胞の残存並び

にがん再発の早期発見法を検討する共同研究契約を締結しております。本共同研究は、胃がん及び大腸がんの患者さんに対し、リキッドバイオプシーの手法を用いた遺伝子解析により、手術前後の特定遺伝子における突然変異を検出することで、がん細胞の残存及びがん再発を早期に発見する可能性の探究を目的とするものです。本共同研究には、中村祐輔教授及びIMSグループ傘下の医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院、医療法人社団明芳会 横浜旭中央総合病院、医療法人社団明理会 新松戸中央総合病院及び株式会社アイルが参加して実施しております。

本共同研究による成果を確認した後、IMSグループ各医療機関において、がん診断のためにリキッドバイオプシーを臨床応用する予定であり、さらに、CPM社とIMSグループ各医療機関とは、がん患者さん一人ひとりの遺伝子解析のためのクリニカルシーケンス等がんプレジジョン医療について幅広く提携して参ります。

(v) 公益財団法人がん研究会との共同研究

CPM社は、公益財団法人がん研究会（以下「がん研」という。）と、リキッドバイオプシーによるがん遺伝子変異の検出に係る共同研究を実施しております。この共同研究は、固形がん（肺がん、大腸がん、乳がん等）の診断を目的として、がん遺伝子変異を検出するためのリキッドバイオプシー技術の改良、新規技術（新規遺伝子パネルを含む）の研究開発を共同で実施し、それらの臨床応用可能性を探求するもので、固形がん患者から採取した血液等を利用した、がん研独自技術を含むリキッドバイオプシーの評価、がんのスクリーニング、分子標的治療薬の選択、再発のモニタリング等におけるリキッドバイオプシー技術の課題抽出とそれらの解決法の検討を共同で行っております。

また、ネオアンチゲン予測アルゴリズム（全自動化パイプラインを含む）に関わる共同研究も実施しております。この共同研究は個別化がん免疫療法のために正確なネオアンチゲン予測アルゴリズムの開発と関連技術の改良を目的と

するもので、シーケンスデータからネオアンチゲン予測用コンピュータアルゴリズムの開発及び評価、全自動化したネオアンチゲン予測パイプラインの開発、並びに予測されたネオアンチゲンについて樹状細胞療法の治療効果に関わる科学的検証を共同で行っております。

(vi) コスモ・バイオ株式会社とのペプチド合成委受託契約

CPM社は、コスモ・バイオ株式会社と、がん免疫療法のためのペプチド合成に関する委受託契約を締結しております。

CPM社のネオアンチゲン解析により得られた結果に基づき、ペプチド合成をコスモ・バイオ株式会社に委託してがん免疫療法におけるペプチド合成期間の短縮を図るとともに、CPM社が行うがん検体を用いたネオアンチゲン解析サービスに、コスモ・バイオ株式会社が合成したペプチドをCPM社から医療機関及び研究機関に提供するサービスを付加したものを、パッケージ化して提供いたします。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は41,959千円であり、この内訳は主に研究用設備の拡充によるものであります。

建物	28,278	千円
工具、器具及び備品	12,176	〃
特許権	218	〃
ソフトウェア	1,285	〃

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題を以下のように考えております。

① 基礎研究の継続的な実施

当社グループは2001年から2013年にかけて元東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長（現 公益財団法人がん研究会 がんプレシジョン医療研究センター所長、東京大学名誉教授、シカゴ大学名誉教授）中村祐輔教授との共同研究により、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、多くのがん治療薬開発に適した標的分子を同定いたしました。現在、それらの標的に対する創薬研究を積極的に展開し、これら創薬研究の成果を基にした複数の臨床試験を実施中または準備中の医薬品候補物質を多数有しております。

基礎研究の継続的な実施は当社グループ事業の将来にかかる重要課題の一つとして認識しており、今後も当社独自及び共同研究等による研究体制の充実と円滑な推進のための対応を図ってゆく方針であります。

② 創薬研究の確実な推進

当社グループは基礎研究の成果をもとに、臨床応用を目指して低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を実施し、ファースト・イン・クラスの創薬を目指します。

③ 臨床開発の確実かつ迅速な推進

当社グループは、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんと闘いに勝つこと」を企業使命とし、国内外において、当社グループ独自で複数の臨床試験を行っており、各提携先製薬企業とも共同で臨床試験を行っております。当社グループは、非臨床試験データに基づいた適応症の選択を行い、臨床開発を確実かつ迅速に推進させてゆく方針です。

④ 新規提携先の開拓および既存提携先との提携事業の確実な推進

当社グループは、一日も早くがん治療薬を上市することを企業使命とし、今後とも新規提携先を積極的に開拓するとともに、提携先製薬企業との戦略的

対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化することにより提携事業を確実かつ迅速に進め、一日も早く当社グループの医薬品候補化合物の上市を目指します。

⑤ がんプレシジョン医療関連事業への取組み

がんプレシジョン医療関連事業につきましては、がん細胞の詳細な遺伝子解析サービス（全エクソームシーケンス解析、RNAシーケンス解析、ネオアンチゲン解析等）、血中のがん細胞を早期検出するためのリキッドバイオプシーといったがん遺伝子の大規模解析検査及びTCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等の解析サービスの共同研究や事業化に加えて、ネオアンチゲン樹状細胞療法やTCR遺伝子導入T細胞療法等の新しい個別化がん免疫療法の研究開発を進めて参ります。

⑥ 経営環境及び経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの事業に深い関連を有する抗がん剤市場を取り巻く状況は、高齢化の進行、がん診断による早期発見の増加、分子標的治療薬の登場、及びがんプレシジョン医療の進展等により、市場は拡大しており、当社グループは今後においても同様に市場は拡大するものと想定しております。

このような市場の拡大は、参入企業の増加、潜在的な競合企業の増加の要因とも考えられ、また、異業種間の連携により技術革新等が飛躍的に進展する可能性もあります。さらに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を起因とした当社グループ事業に対する具体的な影響は軽微ではありますが、当該事象の終息時期を見通すことができず、今後どの様な影響を受けるかを合理的に予測することが困難な状況にあり、当社グループを取り巻く事業環境は、急激な変化を生じる要素を数多く内包しているものと考えられます。このような経営環境のもと、当社グループの事業展開における重要な要素としては、「事業推進のスピード」「事業領域の拡大」「リスクとリターンのバランス」といった3点が挙げられます。

事業推進のスピードにつきましては、医薬品業界、特にバイオテクノロジー業界においては、世界的な新薬開発競争とその新薬開発のための様々な研究開

発や技術開発が世界的規模で行われており、当社グループの研究活動もこのスピード競争を勝ち抜き、質の高い研究成果を一日も早く臨床開発へ進展させることが当社の優位性を確保する上で非常に重要であると認識しております。また、今後市場が拡大すると予想するがんプレシジョン医療につきましても、質の高いがん遺伝子の大規模解析検査ならびにがん免疫療法の研究開発をより早く進展させることが非常に重要であると認識しております。

事業領域の拡大につきましては、現在当社グループは、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等で創薬研究を展開しており、さらにはがんプレシジョン医療への積極的な取組み等により、今後とも、より積極的に事業を拡大していく方針であります。このような事業領域の拡大により、当社グループの研究成果を、より多くの医薬品開発用途へ応用することにより、事業価値を高めたいと考えています。

最後にリスクとリターンのバランスですが、当社グループの最大の強みは、数多くのゲノム創薬にもとづく創薬ターゲットを所有していることでもあります。ただ、それら多数の創薬ターゲットの全てについて、多岐の用途にわたる創薬研究と臨床開発を、当社グループのみの資源と費用で、かつ世界的な競争に打ち勝つスピードで遂行することは、膨大な設備投資と研究開発費を必要とし、資金的なリスクを生じせしめます。当社グループとしては、製薬企業等との積極的な提携契約の締結や研究開発の提携等により、製品化の可能性を極大化しつつ、リスクは経営上合理的なレベルにとどめる方針を現時点では採用しています。本方針により、事業展開からの成果や利益といったリターンをパートナーと共有することにはなりますが、可能性のある製品を商業化できないリスクやスピード競争に負けるリスクを低減することができます。今後ともリスクとリターンのバランスに十分配慮し、最善と考えられる経営判断を行っていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第18期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第19期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第20期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) (当連結会計年度)
事業収益	211百万円	280百万円	316百万円	332百万円
経常損失	2,977百万円	2,959百万円	2,197百万円	1,639百万円
親会社株主に 帰属する 当期純損失	2,851百万円	2,934百万円	2,238百万円	1,561百万円
1株当たり 当期純損失	19円39銭	19円90銭	13円73銭	8円86銭
総資産	8,021百万円	5,367百万円	5,088百万円	3,368百万円
純資産	7,579百万円	4,870百万円	4,728百万円	3,076百万円
1株当たり 純資産	47円44銭	30円32銭	25円81銭	16円96銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第18期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第19期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第20期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) (当期)
事業収益	205百万円	205百万円	114百万円	111百万円
経常損失	2,683百万円	2,168百万円	1,790百万円	1,336百万円
当期純損失	2,625百万円	3,399百万円	1,977百万円	1,547百万円
1株当たり 当期純損失	17円85銭	23円05銭	12円13銭	8円77銭
総資産	7,494百万円	4,634百万円	4,616百万円	2,894百万円
純資産	7,094百万円	4,177百万円	4,286百万円	2,649百万円
1株当たり 純資産	45円89銭	25円75銭	23円31銭	14円53銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数により算出しております。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前期末比増減
「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業	35名 (3名)	3名増 (3名減)
がんプレシジョン医療関連事業	31名 (2名)	1名増 (1名減)
合計	66名 (5名)	4名増 (4名減)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数の(外書)は、臨時従業員の当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
35名 (3名)	3名増 (3名減)	42.2歳	8.5年

(注) 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()に外数で記載しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

(2021年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(子会社) イムナス・ファーマ株式会社	千円 100,000	% 100.0	抗体医薬の研究開発
株式会社 Cancer Precision Medicine	50,000	63.6	がん遺伝子の大規模解析検査 がん免疫療法の研究開発

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な借入先

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 385,000,000株
(2) 発行済株式の総数 176,332,000株
(3) 株主数 43,025名
(前期末比 5,029名増)

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中村祐輔	12,511,000株	7.10%
特定有価証券信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	7,300,000株	4.14%
中鶴修一	5,850,000株	3.32%
古川洋一	3,943,000株	2.24%
荒川博文	2,500,000株	1.42%
SMB C日興証券株式会社	1,950,400株	1.11%
大和証券株式会社	1,261,700株	0.72%
今村均	966,000株	0.55%
モルガン・スタンレーMUF G 証券株式会社	963,938株	0.55%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G (F E - A C)	887,200株	0.50%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (3) 新株予約権の行使の条件

被付与者が取締役、監査役、または使用人の地位にある、また社外協力者については当社への協力関係を維持していること。

- (4) その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年4月12日付の当社取締役会において、第三者割当てによる行使価額修正条項付第31回新株予約権を発行することを決議いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	朴 在 賢	Chief Scientific Officer 株式会社Cancer Precision Medicine 取締役研究開発部長 イムナス・ファーマ株式会社代表 取締役社長
取締役会長	加 藤 肇 夫	ウィルビー株式会社代表取締役
取 締 役	鄭 秀 蓮	臨床開発部長 兼 研究開発企画担当 TheraCanVac, Inc. Senior Director for R&D function
取 締 役	片 桐 豊 雅	徳島大学先端酵素学研究所所長 同ゲノム制御学分野教授・副理事 イムナス・ファーマ株式会社取締役 株式会社Cancer Precision Medicine 取締役
取 締 役	藤 岡 知 昭	岩手医科大学名誉教授
取 締 役	小 峰 雄 一	公認会計士 税理士法人総合税務会計代表社員 株式会社イクヨ監査役 株式会社サン・ライフホールディ ング取締役（監査等委員）
常勤監査役	中 鶴 修 一	イムナス・ファーマ株式会社監査役 株式会社Cancer Precision Medicine 監査役
監 査 役	高 木 美也子	東京通信大学人間福祉学部教授
監 査 役	田 島 照 久	公認会計士 田島公認会計士事務所代表 株式会社田島会計事務所代表取締役 株式会社ロングリーチグループ監査役 クオンタムバイオシステムズ株式会社監査役 株式会社PRISM BioLab監査役 トーセイ・リート投資法人監督役員 株式会社モダリス取締役（監査等 委員） レナセラピューティクス株式会社監査役 株式会社S' UIMIN監査役 OiDE BetaRevive株式会社社会計参与 OiDE OptoEye株式会社社会計参与 ジェイファーマ株式会社監査役

- (注) 1. 取締役のうち、片桐豊雅氏、藤岡知昭氏及び小峰雄一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、高木美也子氏及び田島照久氏は、社外監査役であります。
3. 監査役のうち、高木美也子氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役の田島照久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 代表取締役社長朴在賢氏、取締役片桐豊雅氏ならびに監査役中鶴修一氏が兼職しておりますイムナス・ファーマ株式会社は当社連結子会社であります。

6. 代表取締役社長朴在賢氏、取締役片桐豊雅氏ならびに監査役中鶴修一氏が兼職しております株式会社 Cancer Precision Medicineは当社連結子会社であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、取締役及び監査役のいずれも100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(マネジメントリスク)に対する法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	53 (10)	53 (10)	— (—)	— (—)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	11 (3)	11 (3)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	65 (14)	65 (14)	— (—)	— (—)	9 (5)

(注) 上記に記載した報酬等以外に役員等賠償責任保険 (D&O保険) の保険料850千円を支払っております。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項
該当事項はありません。

ニ. 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の定時株主総会決議において年額150,000千円以内となっております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、2001年4月6日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内となっております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月24日開催の第19回定時株主総会において、取締役及び監査役に対し報酬等として新株予約権を付与することを決議（以下、本決議といいます。）しております。本決議において、取締役に付与する新株予約権は40,000個（うち社外取締役分は20,000個）、監査役に付与する新株予約権は6,000個（うち社外監査役分は4,000個）をそれぞれ上限としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）、監査役の員数は、3名です。

ヘ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を以下のとおり決議しております。

基本方針

取締役の報酬等の額については、株主総会決議の範囲内で、役員が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値増大に資するよう、各役員の状態、職責等に応じ、当社の業績、経営環境、他社の動向等を勘案し決定する。

1. 取締役の個別報酬等の内容に関する方針

取締役の報酬等は、固定の金銭報酬、及びストックオプションからなり、その構成割合は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値増大に資するよう、当社の経営環境、経営状況、他社の動向等を勘案し決定する。

固定報酬は、各取締役の地位、職責等に応じ、当社の業績、経営環境、他社の動向等を勘案の上

で決定し、月次で支払う。

ストックオプションは、取締役に対して、当社グループの業績向上に対する意欲や指揮を高めることを目的として、役位及び職務の内容に応じて、当社の経営状況及び経営環境を考慮し、必要に応じて都度、支給する。新株予約権の発行数は、希薄化等の影響を考慮し、適切な上限を設けて実施する。新株予約権の割当条件、行使条件、その他の条件は、取締役に対して、企業価値向上のための適切なインセンティブとして機能するよう設計する。

2. 取締役の個別報酬等の決定方法に関する方針

固定報酬は、個別報酬額の決定について、代表取締役社長に一任する。代表取締役は、公正かつ合理的な取締役報酬となるよう、会社業績、個人業績等を勘案し、職責と成果に基づく公平かつ公正な処遇についても考慮のうえ個別取締役報酬額を決定する。代表取締役の権限が適切に行使されるよう、取締役会は取締役への支給総額の上限を株主総会決議の範囲内で決議し、必要に応じて、社外取締役との事前協議等を行う。

ストックオプションは、取締役に支給する個数等について、取締役会で決議する。

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬等の額について、報酬等の総額の上限を取締役会で決議し、各取締役の報酬等の額は代表取締役社長朴在賢に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。当会計年度の取締役の報酬等の額については、2020年6月24日開催の取締役会において取締役基本報酬の上限を決議し、個人配分は代表取締役社長に委任することを決議しております。委任先の代表取締役社長に対し上記基本方針に記載の措置が講じられており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

- チ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役片桐豊雅氏は、徳島大学先端酵素学研究所所長及び同ゲノム制御学分野教授・副理事であり、当社は徳島大学との間に共同研究契約の取引関係があります。なお、同氏が取締役を務めるイムナス・ファーマ株式会社は当社の100%子会社、株式会社Cancer Precision Medicineは当社の連結子会社です。

取締役藤岡知昭氏は、岩手医科大学の名誉教授であり、当社は同大学との間に特別な関係はありません。

取締役小峰雄一氏は、税理士法人総合税務会計代表社員、株式会社イクヨ監査役、株式会社サン・ライフホールディング取締役（監査等委員）であり、当社はいずれの法人との間にも特別な関係はありません。

監査役高木美也子氏は、東京通信大学人間福祉学部の教授であり、当社は東京通信大学との間に特別な関係はありません。

監査役田島照久氏は、田島公認会計士事務所代表であり、当社は同事務所との間に特別な関係はありません。また同氏は、株式会社田島会計事務所代表取締役、株式会社ロングリーチグループ監査役、クオンタムバイオシステムズ株式会社監査役、株式会社PRISM BioLab監査役、トーセイ・リート投資法人監督役員、株式会社モダリス取締役（監査等委員）、レナセラピューティクス株式会社監査役、株式会社S'UIMIN監査役、OiDE BetaRevive株式会社社会計参与、OiDE OptoEye株式会社社会計参与、ジェイファーマ株式会社監査役であり、当社はいずれの法人との間にも特別な関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	片 桐 豊 雅	当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社研究内容に精通し、主に研究者としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。 また、不定期に月1～4回程度、現地またはオンライン（テレビ・電話等）開催の研究会議・打ち合わせにて、研究開発指導を受けました。
取 締 役	藤 岡 知 昭	当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社研究内容に精通し、主に医師ならびに研究者としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
取 締 役	小 峰 雄 一	当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社業務に精通し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
監 査 役	高 木 美也子	当期開催された取締役会12回中11回に、また当期開催された監査役会13回中12回に出席しております。当社企業活動に関する豊富な見識から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
監 査 役	田 島 照 久	当期開催された取締役会12回全回に、また当期開催された監査役会13回全回に出席しております。主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 やまと監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2020年6月24日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 19,500千円
- ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 一千円
- ③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19,500千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように2008年3月24日取締役会決議において「コンプライアンス基本規程」及び「企業行動基準」を定めておりますが、2010年9月27日開催の取締役会決議において、その徹底を図るため一部改訂し、引き続き啓蒙活動を実施しております。また、「内部通報規程」を整備し、不正行為等の早期発見を図るものといたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存管理規程」を整備し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することといたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに備え「リスク管理規程」を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する管理システムを整備し、適切な運営を図ることとします。

不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えることといたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとします。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることといたします。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

会社及びグループ企業での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるべく「関係会社管理規程」を整備し運用することといたします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役会の職務を補佐する使用人を置くものとします。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で

行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することといたします。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の
監査が実効的に行われることを確保するための体制
ならびに監査役の職務の執行について生ずる費用又は
債務の処理に係る方針に関する事項

取締役及び使用人は、業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとし、なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。また、監査役への報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないような体制を整備します。

監査役は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の専門家と相談し、重要な改善策を取締役会等に具申することといたします。なお、監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は13回開催いたしました。
- ② 監査役は監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上していくことを可能にする者であるべきと考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。最終的には、株式の大規模買付提案に応じるべきかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保持し続けることが困難であると予測されるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的に決定をされるために必要な情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

とりわけ当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命として掲げており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていることから、その経営においては高い倫理観とバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

このようなことから、当社は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様に提供される情報、検討機会を十分確保する方策が必要であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の研究開発は、2001年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各がん種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなるがん関連遺伝子及び遺伝子産物を単離することを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっています。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展とともに、当社グループの事業領域は、より医薬品の開発に近い創薬研究へと拡大しており、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬の各領域において、臨床応用を目指した創薬研究を実施しております。さらに、国内外において、各提携先製薬企業と共同で、または当社グループ独自で複数の臨床試験を実施しております。

このように、当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しています。当社グループは、これらの研究開発の進展こそが当社グループの企業価値向上の源泉であると考えています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2009年5月27日の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入することに関して決定を行い、2009年6月26日開催の第8回定時株主総会において承認可決、2012年5月28日の取締役会において原施策に軽微な修正を施したうえで内容に大幅な変更無く継続導入することに関して決定を行い、2012年6月27日開催の第11回定時株主総会において承認可決、2015年5月27日の取締役会において内容に大幅な変更無く継続導入することに関して決定を行い、2015年6月22日開催の第14回定時株主総会において承認可決、2018年5月23日の取締役会において内容に大幅な変更無く継続導入することに関して決定を行い、2018年6月22日開催の第17回定時株主総会において承認可決されております。

① 本プランの概要

(i) 本プランに係る手続きの設定

本プランは以下の(a)または(b)に該当する当社株式の買付けまたはこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、または行おうとする者（以下、「買付者

等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(a)当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け

(b)当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合およびその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ii) 対抗措置の内容

上記(i)記載の対抗措置として、当社は、上記(i)記載の買付者による行使は認められないとの条項及び当社が当該買付者以外の者から当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の条項等が付された新株予約権を、当社株式1株に対し1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、その時点の全ての株主に対して割り当てる手法による無償割当て、その他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置を行います。

② 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2018年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時から2021年6月開催予定の定時株主総会終結の時までと定めています。

③ 本プランの廃止および変更

当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記に記載の通り、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入するものです。また、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

(i) 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。また、当社は、その判断の概要については株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(ii) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、

当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(iii) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら現時点では将来のがん治療薬の上市に向け、基礎研究、創薬研究ならびに医薬品の開発を継続的に実施する段階にあるため、当面は内部留保に努め、研究開発資金の確保を優先しております。

なお、剰余金配当は株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会において決定することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,194,105	流動負債	194,921
現金及び預金	2,899,092	未払金	171,265
売掛金	152,261	未払法人税等	2,896
仕掛品	10,506	その他	20,759
原材料及び貯蔵品	30,561	固定負債	96,358
前渡金	13,726	繰延税金負債	2,000
その他	87,955	資産除去債務	94,357
固定資産	173,996	負債合計	291,279
有形固定資産	94,936	(純資産の部)	
建物	84,291	株主資本	2,989,865
機械及び装置	0	資本金	50,000
工具、器具及び備品	10,644	資本剰余金	24,054,503
無形固定資産	4,724	利益剰余金	△21,114,637
特許権	2,494	新株予約権	86,956
ソフトウェア	2,156		
その他	72		
投資その他の資産	74,335		
差入保証金	74,335	純資産合計	3,076,822
資産合計	3,368,102	負債及び純資産合計	3,368,102

(注) 注記事項は別記しております。

連結損益計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		332,477
事業費用		
売上原価	312,935	
研究開発費	1,375,683	
販売費及び一般管理費	281,795	1,970,414
営業損失		1,637,936
営業外収益		
受取利息	430	
助成金収入	1,344	
還付加算金	610	
その他	0	2,385
営業外費用		
為替差損	3,711	3,711
経常損失		1,639,262
特別利益		
固定資産売却益	49	
新株予約権戻入益	90,022	90,071
特別損失		
減損損失	10,821	10,821
税金等調整前当期純損失		1,560,012
法人税、住民税及び事業税	2,896	
法人税等調整額	△1,273	1,623
当期純損失		1,561,636
親会社株主に帰属する当期純損失		1,561,636

(注) 注記事項は別記しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当連結会計年度 期首残高	1,420,486	22,684,016	△19,553,001	4,551,502
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,561,636	△1,561,636
資本金から剰余金への 振替	△1,370,486	1,370,486		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△1,370,486	1,370,486	△1,561,636	△1,561,636
当連結会計年度 期末残高	50,000	24,054,503	△21,114,637	2,989,865

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度 期首残高	176,979	4,728,481
当期変動額		
親会社株主に帰属する 当期純損失		△1,561,636
資本金から剰余金への 振替		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△90,022	△90,022
当 期 変 動 額 合 計	△90,022	△1,651,658
当連結会計年度 期末残高	86,956	3,076,822

(注) 注記事項は別記しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社…… 2社
イムナス・ファーマ株式会社
株式会社Cancer Precision Medicine
 - (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
 - (3) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (a) 仕掛品 個別法による原価法
 - (b) 原材料 移動平均法による原価法
 - (c) 貯蔵品 最終仕入原価法
 - ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - (i) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	3～15年
 - (ii) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（3～5年）で償却しております。
 - (iii) 長期前払費用 定額法
 - ③ 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権

等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成の基本となる重要な事項

(i) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(ii) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	94,936
無形固定資産	4,724

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは管理会計上の事業ごとに資産のグルーピングを行っており、当連結会計年度において全ての資産グループについて減損の兆候があるものと認識しております。各資産グループの割引前キャッシュ・フローは各資産グループに関する事業計画に基づいており、将来の市場及び経済全体の成長率、現在及び今後見込まれる経済状況を考慮しております。見積年数は主要な資産の経済的残存使用年数を使用しております。各資産グ

グループのうち、がんプレジジョン医療関連事業に係る資産グループについては、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額する方法により減損損失を計上しております。回収可能価額については連結注記表「10. その他の注記」に記載の通りであります。

経営者は、固定資産の減損損失の認識の要否の判定及び減損損失額の測定に使用した見積りの前提は合理的であると考えています。しかしながら、将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化による割引前キャッシュ・フローの見積りの変化が、翌期において、減損損失の認識の要否の判定及び測定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,239,812千円
(減損損失累計額を含む)

5. 連結株主資本等変動計算書注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増 加	減 少	当連結会計 年 度 末
普通株式 (株)	176,332,000	—	—	176,332,000

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権 の内訳 (決議年月日)	新株予約権 の目的と なる株式 の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
			当連結会計 年度期首 株式数	当連結 会計年度 増加株式数	当連結 会計年度 減少株式数	当連結 会計年度末 株式数
提出会社 (親会社)	2009年 6月26日	普通株式	400,000	—	400,000	—
	2010年 6月25日	普通株式	265,000	—	—	265,000
	2011年 6月29日	普通株式	290,000	—	—	290,000
合 計			955,000	—	400,000	555,000

(注) 2013年10月1日付で1株につき500株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

- ##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融商品等に限定する方針です。デリバティブは、利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
①現金及び預金	2,899,092	2,899,092	—
②売掛金	152,261	152,261	—
③差入保証金	74,335	73,687	△648
④未払金	(171,265)	(171,265)	—
⑤未払法人税等	(2,896)	(2,896)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、及び②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③差入保証金

これらの時価の算定は契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を算定しております。

④未払金、及び⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	2,899,092
売掛金	152,261
合計	3,051,354

差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	16円96銭
1株当たり当期純損失	8円86銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株予約権の発行)

(1) 新株予約権の発行

当社は、2021年4月12日付の当社取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当てによる行使価額修正条項付第31回新株予約権(以下

「本新株予約権」といいます。)の発行を決議いたしました。

また、2021年4月28日に発行価額の総額(12,250千円)の払込が完了しております。

本新株予約権発行に関する概要は以下の通りであります。

①割当日	2021年4月28日
②新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 35,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株)
③新株予約権数	350,000個
④発行価額	本新株予約権1個当たり35円 (本新株予約権の払込総額12,250千円)
⑤当該発行による潜在株式数	潜在株式数:35,000,000株(本新株予約権1個当たり100株) 下限行使価額(下記⑦をご参照下さい。)においても、潜在株式数は35,000,000株です。
⑥資金調達額(差引手取概算額)	4,297,250千円(注)
⑦行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額123円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は74円(本新株予約権の発行要項第11項による調整を受け、以下「下限行使価額」といいます。)行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げます。)に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
⑧本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
⑨募集又は割当方法	第三者割当ての方法によります。

⑩新株予約権の行使期間	2021年4月30日から2023年5月1日まで (但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで)とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
⑪割当先	大和証券株式会社
⑫資金の使途	<ol style="list-style-type: none"> 1 創薬研究領域における研究開発費 1,552百万円 2 医薬開発領域における研究開発費 2,498百万円 3 がんプレシジョン医療関連事業における経費及び研究開発費 247百万円
⑬自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり35円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができます。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日(但し、当該組織再編行為の効力発生日より前の日でなければならない。)に、本新株予約権1個当たり35円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得します。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり35円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得します。

⑭その他	<p>当社は、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）及び本新株予約権の行使等について規定した覚書（以下「覚書」という。）を締結いたしました。新株予約権買取契約及び覚書においては、以下の内容が定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社による本新株予約権の行使の停止要請 ・大和証券による本新株予約権の取得に係る請求 <p>また、本新株予約権買取契約及び覚書において、大和証券は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨並びに大和証券が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨が定められております。</p> <p>なお、大和証券が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することは妨げられません。</p>
------	--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

(2) 新株予約権の行使

当社が発行いたしました第31回新株予約権につき、2021年4月30日に、以下の通り行使されております。※2

行使新株予約権個数	1,500個（発行総数の0.4%）
交付株式数	150,000株
行使価額総額	16,290千円
未行使新株予約権個数	348,500個
増加する発行済株式数	150,000株
資本金増加額 ※1	8,171千円
資本準備金増加額 ※1	8,171千円

- ※1 資本金増加額、資本準備金増加額には新株予約権の振替額26千円がそれぞれ含まれております。
- ※2 上記の新株予約権の行使による新株の発行の結果、2021年4月30日現在の発行済株式総数は176,482,000株、資本金は58,171千円、資本準備金は13,478,998千円となっております。

10. その他の注記
 連結損益計算書関係
 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
神奈川県川崎市 川崎区殿町	事業用資産	工具、器具及び備品 他	10,821

当社グループは、管理会計上の事業ごとに資産のグルーピングを行っております。

がんプレシジョン医療関連事業に係る資産については、遺伝子解析サービスなどの次世代シーケンサーを活用した解析サービスについて事業収益は順調に伸びているものの、事業の特性上、現段階では将来の収益が発生するまでに時間を要すると判断したため、慎重に検討した結果、減損損失として特別損失に計上しております。

これらの回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額が見込めない資産については、回収可能価額を零として算定しております。

減損損失の内訳は、工具、器具及び備品9,981千円、ソフトウェア840千円であります。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

オンコセラピー・サイエンス株式会社

取締役会 御中

やまと監査法人
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 南 出 浩 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 木 村 喬 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オンコセラピー・サイエンス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記事項に記載されているとおり、会社は2021年4月12日付の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第31回新株予約権の発行を決議している。

重要な後発事象に関する注記事項に記載されているとおり、第31回新株予約権の一部について権利行使があった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,621,044	流動負債	145,250
現金及び預金	2,395,146	未払金	130,289
売掛金	110,273	未払費用	7,377
原材料及び貯蔵品	2,665	未払法人税等	1,656
前渡金	13,726	預り金	4,940
前払費用	17,180	その他	986
未収還付法人税等	61	固定負債	100,052
その他	81,991	繰延税金負債	2,000
固定資産	273,947	資産除去債務	63,898
有形固定資産	94,886	長期預り金	34,153
建物	84,291	負債合計	245,302
機械及び装置	0	純資産の部	
工具、器具及び備品	10,595	株主資本	2,562,732
無形固定資産	4,724	資本金	50,000
特許権	2,494	資本剰余金	23,926,432
ソフトウェア	2,156	資本準備金	13,470,827
電話加入権	72	その他資本剰余金	10,455,605
投資その他の資産	174,336	利益剰余金	△21,413,700
関係会社株式	100,000	その他利益剰余金	△21,413,700
関係会社長期貸付金	1,400,000	圧縮記帳積立金	891
差入保証金	74,335	繰越利益剰余金	△21,414,591
貸倒引当金	△1,400,000	新株予約権	86,956
資産合計	2,894,992	純資産合計	2,649,689
		負債及び純資産合計	2,894,992

(注) 注記事項は別記しております。

損益計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		111,049
事業費用		
研究開発費	1,238,982	
販売費及び一般管理費	240,506	1,479,488
営業損失		1,368,439
営業外収益		
受取利息	7,016	
業務受託料	26,566	
助成金収入	1,344	
還付加算金	492	
その他	0	35,419
営業外費用		
為替差損	3,641	3,641
経常損失		1,336,660
特別利益		
新株予約権戻入益	90,022	90,022
特別損失		
貸倒引当金繰入額	300,000	300,000
税引前当期純損失		1,546,637
法人税、住民税及び事業税	1,656	
法人税等調整額	△1,273	383
当期純損失		1,547,021

(注) 注記事項は別記しております。

株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余 金合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金 圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,420,486	13,470,827	9,085,118	22,555,945	1,188	△19,867,866	△19,866,678	4,109,754
当期変動額								
当期純損失						△1,547,021	△1,547,021	△1,547,021
圧縮記帳積立金の取崩し					△296	296	-	-
資本金から剰余金への振替	△1,370,486		1,370,486	1,370,486				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	△1,370,486	-	1,370,486	1,370,486	△296	△1,546,725	△1,547,021	△1,547,021
当期末残高	50,000	13,470,827	10,455,605	23,926,432	891	△21,414,591	△21,413,700	2,562,732

	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	176,979	4,286,733
当期変動額		
当期純損失		△1,547,021
圧縮記帳積立金の取崩し		-
資本金から剰余金への振替		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△90,022	△90,022
当期変動額合計	△90,022	△1,637,044
当期末残高	86,956	2,649,689

(注) 注記事項は別記しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

(a) 子会社株式

移動平均法による原価法

(ii) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(a) 原材料

移動平均法による原価法

(b) 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
----	-------

機械及び装置	8年
--------	----

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）で償却しております。

(iii) 長期前払費用 定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) その他計算書類作成の基本となる重要な事項

(i) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(ii) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	94,886
無形固定資産	4,724

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 516,462千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 24,804千円

長期金銭債権 1,400,000千円

短期金銭債務 130千円

長期金銭債務 34,153千円

5. 損益計算書注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分） 55千円

営業取引（支出分） 50,477千円

営業取引以外の取引（収入分） 33,196千円

(2) 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金繰入額は、関係会社に対するものであります。

6. 株主資本等変動計算書注記

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業所税	335千円
減価償却費	13,530
新株予約権	3,513
資産除去債務	21,731
貸倒引当金	476,140
子会社株式評価損	177,550
繰越欠損金	7,064,831
その他	12,255
繰延税金資産小計	7,769,889
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△7,064,831
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△705,057
評価性引当額小計	△7,769,889
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
除去費用(資産除去債務)	1,540
圧縮記帳積立金	459
繰延税金負債合計	2,000
繰延税金負債の純額	2,000

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円) (注) 1	科目	期末残高(千円) (注) 1
子会社	株式会社 Cancer Precision Medicine	所有 直接64	資金の援助 役員の兼任 事務所賃貸 業務受託 業務委託	資金の貸付 (注) 2 (注) 3	300,000	関係会社長期 貸付金	1,400,000
				利息の受取 (注) 2	6,629	その他 (流動資産)	-
				業務受託 (注) 4	26,022	その他 (流動資産)	7,280

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、利率を決定しております。
3. 当該債権に対し、1,400,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において300,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
4. 業務受託については、業務内容を勘案し、両社協議のうえ決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	14円53銭
1株当たり当期純損失	8円77銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株予約権の発行)

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

13. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

オンコセラピー・サイエンス株式会社

取締役会 御中

やまと監査法人
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 南 出 浩 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 木 村 喬 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オンコセラピー・サイエンス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記事項に記載されているとおり、会社は2021年4月12日付の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第31回新株予約権の発行を決議している。

重要な後発事象に関する注記事項に記載されているとおり、第31回新株予約権の一部について権利行使があった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

オンコセラピー・サイエンス株式会社 監査役会

常勤監査役	中鶴 修一	Ⓔ
社外監査役	高木美也子	Ⓔ
社外監査役	田島 照久	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中鶴修一氏は辞任により退任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

フリガナ氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有株式数
ヤマネユカ 山根由香 (1972年10月27日生) ※	1995年10月 公益財団法人がん研究会がん化学療法センター	普通株式 50,000株
	2000年3月 国立研究開発法人科学技術振興機構 多型情報データベース開発事業	
	2002年4月 当社入社 研究本部創薬研究所 研究部東大医科研	
	2012年8月 当社 研究開発本部 研究部	
	2014年9月 当社 腫瘍免疫解析部	
	2017年11月 株式会社Cancer Precision Medicine (出向) 腫瘍免疫解析部	
	2017年12月 同社 (出向) 研究開発部	
	2020年6月 同社 (出向) 検査部 (現任) 現在に至る	

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、監査役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しており、監査役候補者が選任された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。
- 契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・監査役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000,000円以上で予め定めた金額または会社法第427条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）につきまして、2018年6月開催の定時株主総会にてご承認をいただいておりますが、その効力が2021年6月開催の定時株主総会終結の時までとなっておりますので、その継続導入の承認をお願いするものであります。

なお、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しています。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上していくことを可能にする者であるべきと考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。最終的には、株式の大規模買付提案に応じるべきかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保持し続けることが困難であると予測されるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的に決定をされるために必要な情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

とりわけ当社グループは、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命として掲げており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていることから、その経営においては高い倫理観とバイオテクノロジーに関する

専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

このようなことから、当社は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様提供される情報、検討機会を十分確保する方策が必要であると考えています。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社の研究開発は、2001年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各がん種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなるがん関連遺伝子及び遺伝子産物を単離することを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっています。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展とともに、当社グループの事業領域は、より医薬品の開発に近い創薬研究へと拡大しており、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等の各領域において、臨床応用を目指した創薬研究を実施しております。さらに、国内外において、各提携先製薬企業と共同で、または当社グループ独自で複数の臨床試験を実施しております。

このように、当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんを苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しています。当社グループは、これらの研究開発の進展こそが当社グループの企業価値向上の源泉であると考えています。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんを苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業理念として、諸関連法規の遵守、及び迅速かつ正確な情報開示による透明性の確保がコーポレート・ガバナンスの重要な柱であるとの認識に基づき、企業経営を推進しています。

当社は、2014年9月24日開催の臨時株主総会において、当社グループの経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図る目的で、社外

取締役を2名増員し、社外取締役は合計3名となっております。なお、当社定款の定めにおいて、取締役の員数は7名以下と定めております。

また、当社は監査役会制度を採用しており、取締役会は毎月1回以上開催し、法令及び定款、取締役会規程の定めるところにより、会社の経営に関する重要事項を決定しております。また、監査役は常に取締役会に出席し、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。

III. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として上記I.に記載の基本方針に沿って導入されるものです。

基本方針に定めた通り、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為が行われようとする場合には、当該買付けが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために、買付者等及び当社からの双方から十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

本プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものです。

なお、2021年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙2「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。また、公開会社であることから、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式を売買できることは勿論のこと、現時点の当社の大株主の多くは個人株主であり、個人の事情に基づき今後当社の株式を譲渡・処分し、流動性が大きく増す可能性も否定できません。その場合においては当社グループの企業価値・株主共同の利益を恣意的に毀

損するような大規模買付行為が発生するおそれが増大すると考えられます。なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの内容

本プランは、以下の通り、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本プラン継続導入時点での独立委員会の各委員は決定しておりません。各委員が決定次第、株主の皆様に対して開示致しますので、当該開示をご確認ください。

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

- (a) 当社が発行者である株式(*1)について、保有者(*2)の株式保有割合(*3)が20%以上となる買付け
- (b) 当社が発行者である株式(*4)について、公開買付け(*5)に係る株式の株式所有割合(*6)及びその特別関係者(*7)の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定

める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- (a) 買付者等の概要
 - (イ) 氏名または名称及び住所または所在地
 - (ロ) 代表者の役職及び氏名
 - (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
 - (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (ヘ) 設立準拠法
- (b) 買付者等が現に保有する当社の株式の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式の取引状況
 - (c) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（*8）その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた後、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（*9）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(a) (ホ)の国内連絡先に発送致しますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストに含まれるものとします。

- (a) 買付者等及びそのグループ（共同保有者（*10）、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員

の氏名及び職歴等を含みます。)

- (b) 大規模買付け等の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式の数及び買付け等を行った後における株式所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。)
- (c) 大規模買付け等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (d) 大規模買付け等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (e) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (f) 買付者が既に保有する当社の株式に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下、「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (g) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該合意の具体的内容
- (h) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (i) 大規模買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (j) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示致します。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。))するとともに、速やかにその旨を開示致します。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定致します。

但し、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします(延長の期間は最大30日間とします)。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示致します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示致します。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(a)または(b)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示致します。

(a)買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(b) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当該買付け等に対する対抗措置の発動を勧告することは致しません。

但し、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下イ.～へ.に掲げる行為等が意図されており、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、対抗措置の発動を勧告することがあります。

イ. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で当社の株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合

ロ. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合

ハ. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式の取得を行っているとは判断される場合

ニ. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売抜けをする目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合

ホ. 買付者等の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付け等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様への当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

ヘ. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧

客、従業員その他の利害関係者の関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとし、

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うことを想定しています。

但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3)本プランの有効期間、廃止、変更及び修正

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

但し、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

- *1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- *2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
- *3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- *4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(b)において同じとします。
- *5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- *6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- *7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- *8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。
- *9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- *10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入するものです。また、上記2. (3)に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、上記2. (1)に記載の通り、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、

官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、その判断の概要については株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

②合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不

要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

以 上

別紙1

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役または(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

別紙2

当社の大株主の株式保有状況

(2021年3月31日)

1. 発行可能株式総数 385,000,000株
2. 発行済株式の総数 176,332,000株
3. 株主数 43,025名
4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
中村祐輔	12,511,000株	7.10%
特定有価証券信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	7,300,000株	4.14%
中鶴修一	5,850,000株	3.32%
古川洋一	3,943,000株	2.24%
荒川博文	2,500,000株	1.42%
SMB C日興証券株式会社	1,950,400株	1.11%
大和証券株式会社	1,261,700株	0.72%
今村均	966,000株	0.55%
モルガン・スタンレーMUF G 証券株式会社	963,938株	0.55%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G (F E - A C)	887,200株	0.50%

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者(*11)、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者(*12)、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(*13)（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

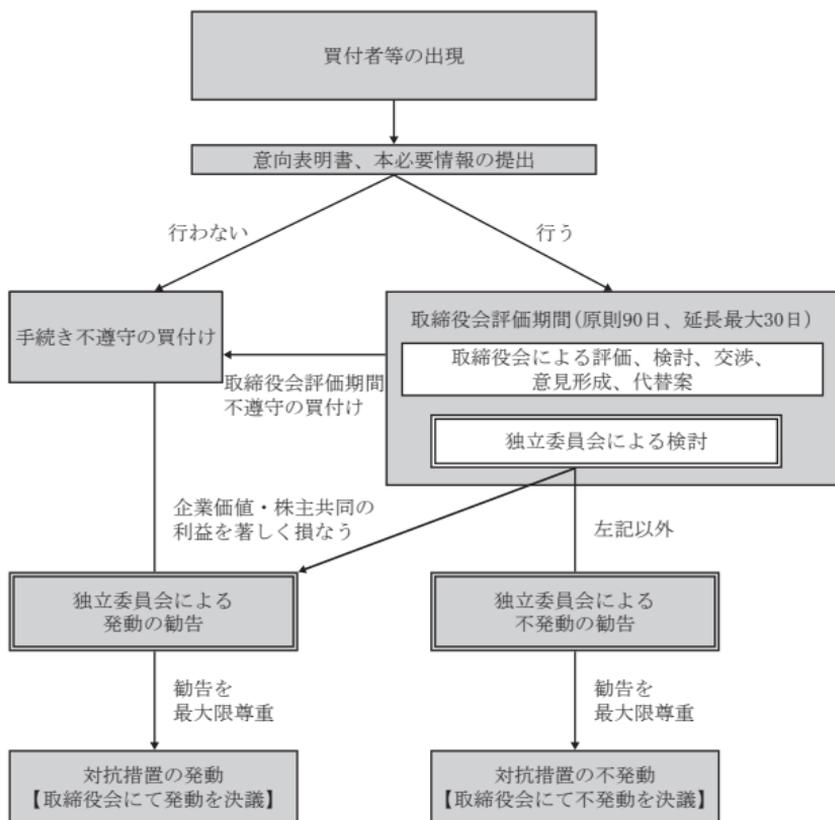
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- *11 当社が発行者である株式の保有者で、当該株式に係る株式保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株式を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- *12 公開買付けによって当社が発行者である株式（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとし、以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式の株式所有割合がその者の特別関係者の株式所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株式を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- *13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以 上

(ご参考)

本プランの手続きに関する流れ



※本図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプラン内容は本文をご参照ください。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

神奈川県横浜市中区住吉町4-42-1 地下1階
関内ホール 小ホール

交通

JR関内駅 北口 徒歩6分
市営地下鉄関内駅 9番出口 徒歩2分
MM線馬車道駅 5番出口 徒歩3分

お願い

本株主総会のための専用駐車場は準備いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

お知らせ

新型コロナウイルスをめぐる状況の変化によっては、上記会場が使用できなくなり別会場にて開催する場合もございます。

その場合は速やかに当社ウェブサイト (<https://www.oncotherapy.co.jp/>) に掲載いたしますので、当日ご来場前に必ず当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。